

## 子育て応援特別手当 (平成21年度版)の 中止に関するお知らせ

広報みはら10月号で掲載しました子育て応援特別手当(平成21年度版)は、国の経済危機対策の一つとして、幼児教育期の子どもを持つ家庭の経済的負担軽減を図るため、本年度、小学校就学前3年間に属する子ども一人あたり、3万6千円の支給を予定していましたが、10月15日付けで国が事業の執行停止を決定したため、本市においても事業の中止を決定しました。

支給対象者をはじめ多くの皆さんに迷惑をおかけしました。今後はこの事業の趣旨を生かしつつ、より充実した子育て支援策を推進していきますので、理解と協力をお願いします。

問い合わせ先 子育て支援課(☎0848⑥76045 FAX0848⑥42130)

## 11月8日(日)は 県知事選挙・ 県議会議員補欠選挙の投票日

### 期日前投票の投票時間・投票所

仕事やレジャーなどで、投票日に投票することができない人は、11月7日(土)まで期日前投票をすることができます。

とき 11月7日(土)まで 8時30分～20時  
※土・日曜日、祝日も投票できます。

ところ 市役所議会棟1階、本郷支所1階、久井支所1階、大和支所1階

用意する物 投票所入場券

### 11月8日の投票時間・投票所

投票時間は7時～20時です。久井・大和地域は、全投票所7時～19時です。なお、投票時間が異なる投票区があります。

投票時間・投票所の場所は、投票所入場券に記載してありますので確認してください。

問い合わせ先 選挙管理委員会事務局(☎0848⑥76140 FAX0848⑥4103)

## 11月は、児童虐待防止推進月間です

児童虐待防止推進月間標語

守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ



オレンジリボン運動を知っていますか。平成16年、栃木県で3歳と4歳になる2人の兄弟が何度も父親の友人から暴行を受け、息も絶え絶えの状態、川に投げ込まれて、幼い命が奪われるという痛ましい事件が起きました。近年、このように子どもが虐待を受け、命を失ってしまう事件が年間約60件起きています。

このような事件が決して起きてはならないという願いを込めて平成18年から、全国的にオレンジリボン運動の活動が広げられてきました。オレンジの色は、里親制度の里子さんが選んだ色です。オレンジフルーツのような明るさと暖かさを無意識のうちに大人に求めていたのかもしれない。もし、虐待ではないかと思われるようなことがあれば、迷わず連絡をしてください。連絡した内容が間違いであっても責任を問われることはありません。また、連絡者の名前を外部に漏らすことは絶対にありません。

児童虐待専用通告電話(24時間対応)

☎0848⑥76088

子育て相談電話(子育て支援課)

☎0848⑥76045 FAX0848⑥42130

### 児童虐待とは

《身体的虐待》 なぐる、ける、たばこの火を押しつける、戸外に締め出す、風呂などで溺れさせる、異物を飲ませるなど

《性的虐待》 子どもへの性交、性的行為の強要、性交や性器を見せる、ポルノグラフィーの被写体を強要するなど

《ネグレクト》 適切な食事を与えない、病気やけがでも病院に連れて行かない、家に閉じ込める、ひどく不潔にする、家や車の中に置き去りにするなど

《心理的虐待》 言葉による脅し、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子ども目の前で配偶者へ暴力をふるうDV(ドメスティックバイオレンス)など

### 児童虐待問題講演会

子どもを虐待から守る地域での協働とそれぞれの役割について

とき 11月10日(火) 15時～16時30分

ところ 市民福祉会館 大会議室

講師 甲子園大学教授 坂本正子さん



定員 150人(先着順)

参加費 無料

問い合わせ先 子育て支援課(☎0848⑥76045 FAX0848⑥42130)